

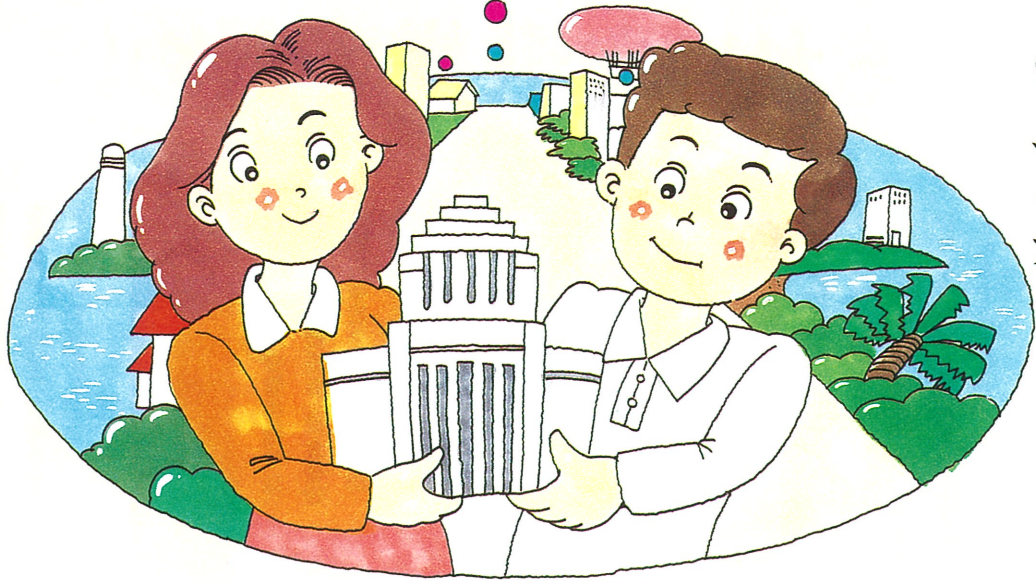
参議院議員通常選挙

7月23日

この一票 確かな時代を創るため

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

この一票



確かな時代を
創るため

第17回参議院議員通常選挙

7月23日

午前7時～午後6時

一部の地域は除きます。

投票所入場券は

これだけでなく投票はできません。入場券がないときは、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

不在者投票は

投票日に旅行、入院、あるいは仕事や出張などやむを得ない事情のために投票へ行くことができない人のために、投票日でなくても投票ができる**不在者投票**の制度があります。

投票のできる期間

公示日（7月6日）から投票日の前日（7月22日）まで。

投票のできる時間

午前8時30分から午後5時まで。（土・日もできます。）

手続きについては、最寄りの市区町村選挙管理委員会へお尋ねください。

投票上の注意

投票の順序は、

選挙区

比例代表の順です。

投票用紙の色は、

選挙区は **うすい黄色**

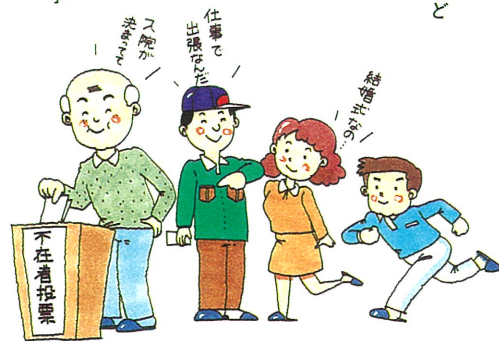
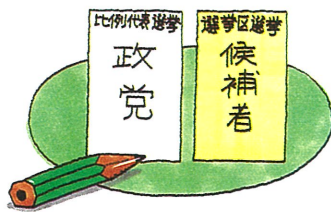
比例代表は **白**色です。

投票用紙には、

選挙区は 候補者名を

比例代表は 政党名を

書いてください。



きれいな選挙のために

寄附の禁止

政治家が寄附をすることは、禁止されています。有権者が政治家に寄附を要求することも禁止されています。

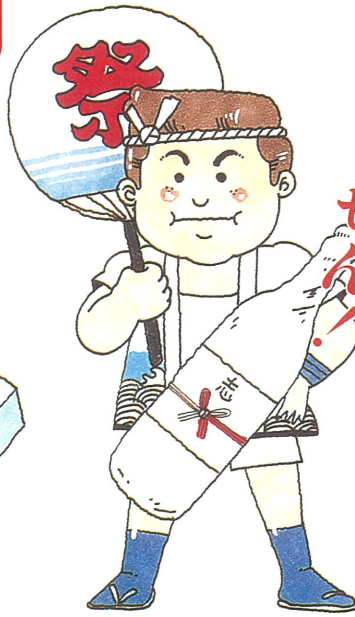
企業・労働組合等の団体の寄附の禁止

企業・労働組合等の団体は、政治家及び後援会（資金管理団体に指定されているものを除く。）に対して寄附をすることは禁止されています。

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。また、飲食物（酒等）を陣中見舞いとして選挙事務所差し入れることもできません。

受け取りません！



求めません！



贈りません！

公職選挙法の改正により 違反に対する制裁が強化 されました。

- 選挙犯罪に対する罰金の額が引き上げられました。
- 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられた者は、実刑期間に加えてその後の5年間、公民権が停止されます。
- 連座制が強化されました。

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていないとしても、本人について、その選挙の当選を無効とするとも5年間の立候補制限が科せられます。

例えば 特定の候補者や、立候補予定者の当選を目的とし、次のような行為を行うと買収罪に当たります。

- ・ 有権者に酒や食事を提供する。
- ・ 有権者を温泉旅行や観劇に招待する。
- ・ 候補者の個人演説会に参加してもらうためにバスをチャーターして有権者を会場まで送る。
- ・ 投票当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する。

連座対象者

- 1 総括主宰者
- 2 出納責任者
- 3 地域主宰者
- 4 候補者又は立候補予定者の親族（候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 5 候補者又は立候補予定者の秘書（候補者等と意思を通じて選挙運動をしたもの）
- 6 組織的選挙運動管理者等